議事日程第 9 号

令和3年(2021年)招集大阪狭山市議会定例会6月定例月議会議事日程 令和3年(2021年) 5月31日午前9時30分開議 議会期間(令和3年5月31日から同年6月24日まで25日間)

日程第 1	発議第14号	会議録署名議員の指名について
日程第 2	議員提出議案第2号	大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例等の一
		部を改正する条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第35号	監査委員の選任について
日程第 4	議案第36号	岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第 5	議案第37号	岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第 6	議案第38号	岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第 7	議案第39号	岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任について
日程第 8	議案第40号	大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育
		事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正
		する条例について
日程第 9	議案第41号	大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す
		る基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第42号	令和3年度(2021年)大阪狭山市一般会計補正予算(第
		5号) について
日程第11	議案第43号	令和3年度(2021年)大阪狭山市池尻財産区特別会計
		補正予算 (第1号) について
日程第12	報告第 3 号	令和2年度(2020年)大阪狭山市一般会計予算繰越明
		許費繰越計算書の報告について
日程第13	報告第 4 号	令和3年度(2021年)公益財団法人大阪狭山市文化振
		興事業団の事業計画及び予算の報告について
日程第14	請願第 2 号	太陽光発電パネルで発生している弊害に対する早期
		対策と大鳥池周辺の環境整備に関して、定期的に協
		議を行う場を設けていただくことの請願について

日程第15	陳情第 2 号	子ども・ひとり親家庭・重度障がい者医療の入院時
		食事療養費助成継続を求める陳情について
日程第16	陳情第 3 号	議員定数 (3名) 削減に関する陳情について
日程第17	陳情第 4 号	議員報酬(10%)削減に関する陳情について
日程第18	要望第 1 号	食事療養費標準負担額の助成の継続を求める要望に
		ついて
日程第19	要望第 2 号	大阪狭山市立の小学校で少人数学級実施を求める要
		望について

発議第14号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則(昭和62年大阪狭山市議会規則第1号)第80条の規 定により、下記のとおり署名議員を指名する。

令和3年(2021年)5月31日提出

大阪狭山市議会議長 鳥 山 健

記

6番 花田全史

7番 深江 容子

議員提出議案第 2 号

大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例等 の一部を改正する条例の一部を改正する条例に ついて

大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条及び大阪狭山市議会会議規則(昭和62年大阪狭山市議会規則第1号)第14条第1項の規定に基づき、次のとおり提出する。

令和3年(2021年)5月31日提出

大阪狭山市議会議長 鳥 山 健 様

大阪狭山市議会議員 北 村 栄 司

同 上 深 江 容 子

同 上 松 尾 巧

大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の一部を 改正する条例

大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例(令和2年大阪狭山市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を削り、第5条を第3条とし、第6条 を削る。

附則第1項第2号を削り、同項第3号中「附則第6項」を「附則第5項」に改め、 同号を同項第2号とする。

附則第4項を削り、附則第5項を附則第4項とし、附則第6項を附則第5項とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年(2021年)5月31日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

住所 大阪府大阪狭山市東野中二丁目1026番地の1

氏名 北 井 末 ・

昭和24年2月28日生

議案第36号

岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任について

下記の者を岩室財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産 区管理会の設置等に関する条例(平成18年大阪狭山市条例第4号)第3条第1項の 規定により、議会の同意を求める。

令和3年(2021年)5月31日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

住 所 大阪府大阪狭山市池之原四丁目981番地

氏 名 谷 脇 俊 一

昭和24年2月2日生

議案第37号

岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任について

下記の者を岩室財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産 区管理会の設置等に関する条例(平成18年大阪狭山市条例第4号)第3条第1項の 規定により、議会の同意を求める。

令和3年(2021年)5月31日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

住 所 大阪府大阪狭山市池之原四丁目742番地

氏 名 髙 林 正 啓

昭和29年6月24日生

議案第38号

岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任について

下記の者を岩室財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産 区管理会の設置等に関する条例(平成18年大阪狭山市条例第4号)第3条第1項の 規定により、議会の同意を求める。

令和3年(2021年)5月31日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

住 所 大阪府大阪狭山市池之原四丁目903番地の6

氏 名 北 井 敏 昭

昭和31年11月30日生

議案第39号

岩室財産区管理会の財産区管理委員の選任について

下記の者を岩室財産区管理会の財産区管理委員に選任したいので、大阪狭山市財産 区管理会の設置等に関する条例(平成18年大阪狭山市条例第4号)第3条第1項の 規定により、議会の同意を求める。

令和3年(2021年)5月31日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

記

住 所 大阪府大阪狭山市池之原三丁目508番地の2

氏 名 谷 富二男

昭和32年3月17日生

議案第40号

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例について

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和3年(2021年)5月31日提出

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年大阪狭山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第42条第4項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条中第3項を第7項とし、第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を 行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小 規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者
- 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこと

とすることができる。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保 が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。
- 5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。
 - (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第41号

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例 について

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和3年(2021年)5月31日提出

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年大阪狭山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業(第43条—第49条)」を 第5章 事業所 内保育事業(第43条—第49条) 第50条) に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雜則

(電磁的記録等)

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

議案第42号

令和3年度(2021年)大阪狭山市一般会計補正予算(第5号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和3年度(2021年)大阪狭山市一般会計補正予算(第5号)を別案のとおり提出する。

令和3年(2021年)5月31日提出

議案第43号

令和3年度(2021年)大阪狭山市池尻財産区特別 会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和3年度(2021年)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和3年(2021年)5月31日提出

報告第 3 号

令和2年度(2020年)大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和2年度(2020年)大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和3年(2021年)5月31日提出

	萧	一般財源		0	0	504, 000	4, 466, 000	0	60, 000	546, 000	100, 000	235, 000	100, 000
	Æ	財源	んの街	T.									
	財源	入 特 定	地方債	T.			37, 200, 000	65, 100, 000	32, 900, 000				
越計算書	0	IN	国・府支出金	6, 697, 000	48, 702, 000		43, 800, 000	41, 500, 000		4, 381, 000	8, 300, 000	1, 878, 000	3, 900, 000
繰越明許費繰	左	X	定財	Ŧ.									
一般会計予算		翌年度繰越額	_	6, 697, 000	48, 702, 000	504, 000	85, 466, 000	106, 600, 000 106, 600, 000	32, 960, 000	4, 927, 000	8, 400, 000	2, 113, 000	4, 000, 000
(2020年度) 大阪狭山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書		金額	E	6, 697, 000	48, 702, 000	504, 000	97, 735, 000	106, 600, 000	47, 163, 000	4, 927, 000	8, 400, 000	2, 113, 000	4, 000, 000
令和2年度(2020年度)	# # A			戸籍住民基本台帳管理事業	施設開設準備経費等支援事業	新生児子育で応援給付金給付事業	交通安全施設整備事業	都市公園等整備事業	消防広域化事業	コンピュータ設置事業	感染症対策・学習保障支援事業	コンピュータ設置事業	感染症対策・学習保障支援事業
		画		3. 戸籍住民基 本合帳費	1. 社会福祉費	2. 児童福祉費	2. 道路橋梁費	3. 都市計画費	1. 消防費	2. 小学校費	2. 小学校費	3. 中学校費	3. 中学校費
		赖		2. 総務費	3. 民生費	3. 民生費	7. 土木費	7. 土木費	8. 消防費	9. 教育費	9. 教育費	9. 教育費	9. 教育費

報告第 4 号

令和3年度(2021年)公益財団法人大阪狭山市文 化振興事業団の事業計画及び予算の報告につい て

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、令和3年度(2021年)公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の事業計画及び予算について別紙のとおり報告する。

令和3年(2021年)5月31日提出